

◇申請から補助金交付までの流れ◇

【電気自動車等】

宮古島市

補助金交付の募集

- ▷募集（補助金申請の受付）には、**条件や期限があります**のでご注意ください。
- ▷募集期間：令和7年4月1日～令和8年2月27日（土日祝日除く）

申請者

補助対象車両の
購入・リースと登録・届出

- ▷補助金の交付対象になる車両は、**次世代自動車振興センターの補助対象車両として承認された車両**になります。
- ▷申請車両については、**補助金交付申請の前に、登録（軽自動車等は届出）と車両代金全額の支払いを完了、又は全額支払いの手続きを完了**させてください。

申請者

補助金交付申請書類の提出

- ▷申請書類の提出については**市役所エコアイランド推進課への持参**によります。**※郵送等での受付不可**
- ▷申請書は、**添付書類がすべて揃った状態**でなければ受付しません。

宮古島市

補助金交付申請書類の審査

- ▷補助金交付申請書類が適正なものか、応募要件を満たしているか等を審査します。

宮古島市

補助金交付決定 及び交付額の確定

- ▷補助金の交付が決定しましたら、「補助金交付決定通知書」及び「補助金交付額確定通知書」により交付金額をお知らせします。

申請者

補助金交支払請求書の提出

- ▷補助金交付額確定通知を受け取ったのち、「補助金支払請求書」をご提出ください。**※エコアイランド推進課へ持参**

宮古島市

補助金交付（振込み）

- ▷補助金支払請求書の提出後、1ヶ月程度で請求書に記載された口座に補助金を振り込みます。

申請者

車両（財産）の 一定期間の保有

- ▷補助金を受けて取得した車両は、**初度登録（届出）日から4年間保有することが義務**付けられています。
- ▷期間中に処分した場合は原則として**補助金の全部又は一部を返納**しなければなりません。
- ▷市では、「宮古島市電気自動車等導入補助金交付要綱第12条」の規定に基づき、車両の保有状況等について調査することがあります。

◇必要書類について◇

【電気自動車等】

補助金交付申請時に必要な書類

個人

- ☐ 補助金交付申請書（様式第1号）
- ☐ 支払証憑(写し)又は全額支払いの手続きが完了していることを証明する書類(写し)
- ☐ リースの場合は、リース契約を示す書類(写し)
- ☐ 導入状況を示すカラー写真
（車両ナンバーが分かるように写すこと）
- ☐ 自動車検査証及び自動車検査証記録事項の写し又は標識交付証明書
- ☐ 本人確認書類(免許証(写し),住民票(写し)等)(発行から3か月以内のもの)
- ☐ 補助対象車両等に関する協力同意書(様式第2号)
- ☐ 補助金振込口座記入票（通帳の写し添付）

法人

- ☐ 補助金交付申請書（様式第1号）
- ☐ 支払証憑(写し)又は全額支払いの手続きが完了していることを証明する書類(写し)
- ☐ リースの場合は、リース契約を示す書類(写し)
- ☐ 導入状況を示すカラー写真
（車両ナンバーが分かるように写すこと）
- ☐ 自動車検査証及び自動車検査証記録事項の写し又は標識交付証明書
- ☐ 全部事項証明書(履歴事項証明書(写し)又は現在事項証明書(写し))(発行から3か月以内のもの)
- ☐ 補助対象車両等に関する協力同意書(様式第2号)
- ☐ 補助金振込口座記入票（通帳の写し添付）

※支払証憑（写し）又は全額支払い手続きが完了していることを証明する書類（写し）とは、以下の書類を指します。

- 1) 申請者自身が現金により支払いを完了した場合、申請者宛の領収証（写し）、又は銀行振込等で領収証のないものについては、銀行発行の振込証明書（写し）（現金受取書等）等
- 2) ローン、クレジット、保証、割賦等の支払方式を利用した場合、当該支払方式を合意したことが明記されている、申請者が契約者となっている契約書等

補助金請求時に必要な書類

個人 法人

- ☐ 補助金支払請求書の提出（申請書類と同じ印を押印すること）
- ※通常、請求書提出から1ヶ月程度で補助金が振り込まれます。